

入札説明書

八王子市の 設備工事 に係る令和 5 年（2023 年）6 月 7 日付の公告に基づく総合評価方式（施工能力評価型）による解除条件付一般競争入札については、同公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1.	公告日	令和 5 年(2023年) 6 月 7 日
2.	契約番号	2023002409
3.	工事件名	八王子市芸術文化会館大規模改修電気設備工事
4.	低入札価格調査	(1) 低入札価格調査 本件は、低入札価格調査制度を適用する。 (2) 調査基準価格及び失格基準 調査基準価格及び失格基準を設定する。 なお、調査基準価格及び失格基準価格は事後公表とする。 (3) 落札予定者とならない場合 失格基準に該当すること等により、評価値が最も高い者であっても、落札予定者とならない場合がある。 (4) 調査対象者の責務 低入札価格調査の対象者は、調査に協力すること。 (5) その他 本公告に定めのない事項については、八王子市低入札価格調査実施要綱による。
5.	落札予定者の決定方法	入札者は、「価格」及び「施工計画」「企業の技術力」「配置予定技術者の技術力」「地域精通度・地域貢献度」をもって入札に参加するものとし、有効な入札をした者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内（予定価格と失格基準価格の範囲内をいう。）で、次の算式により算出した評価値の最も高いものを落札予定者とする。ただし、入札価格が調査基準価格未満の場合は、低入札価格調査の調査対象者となり、調査終了後、失格とならない場合に落札予定者となる。 評価値 ＝ 価格評価点 ＋ 技術評価点

6.	価格評価点	価格評価点は、次の算式により算出する。(小数点以下第4位四捨五入) (1) 入札価格が調査基準価格以上の場合 $200 \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right)$ (2) 入札価格が調査基準価格未満の場合 $200 \times \left(1 - \frac{\text{調査基準価格}}{\text{予定価格}}\right) + 200 \times \frac{\text{調査基準価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格}} \times 0.1$
7.	技術評価点	(1) 技術評価点の配点は、次のとおりとする。 技術評価点 32点(素点計上方式) (2) 技術評価点は、施工能力評価型技術評価点申告書に基づき算出する。 ※ 入札者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札書を送信する際に、施工能力評価型技術評価点申告書を添付しなければならない。 ※ 添付書類のファイル形式は、Microsoft Excel又はPDFファイルとし、ファイル容量は、合計で3MB以下とすること。 ※ 施工能力評価型技術評価点申告書の添付がない場合、入札書を無効とする。 ※ 入札書に添付した施工能力評価型技術評価点申告書の記載事項については、配置予定技術者を除き変更することはできない。 ※ 施工能力評価型技術評価点申告書の記載事項と事実と相違がある場合及び各評価項目に必要な書類が到達期日までに届いていない場合、当該評価項目の内容を無効とし、評価点を0点とする。 (3) 技術評価点の評価項目、評価基準等は、次表のとおりとする。 ※ 申告する実績又は経験は、元請として完成させたものとする。 ※ 官公庁実績とは、国・地方公共団体又は公団・公社等が発注した電気工事(電子調達サービスにおいて都区市町村又は他官公庁の実績として認められているものに限る。)で、元請として完成させたものとする。 (4) 本工事に特定建設工事共同企業体として参加する場合には、特定建設工事共同企業体の第1グループを評価対象とする。

施工能力評価型の評価項目及び評価基準
 八王子市芸術文化会館大規模改修電気設備工事

評価分類			評価項目	評価内容	評価基準	配点	評価点
① 施 工 計 画	簡易な施工計画		簡易な施工計画	施工上の課題に係る技術的所見 「施工上の特に配慮すべき事項」 大ホール天井裏の電気配線・器具類の配置に係る施工計画	適切に記載されている	可	—
					不適切である又は記載なし	不可	欠格
② 企 業 の 技 術 力	企業の施工能力		工事成績評定点の平均点	直近２件の本市の電気工事の工事成績評定点の平均点 ・過去５年間の工事成績を対象とする。 ・解除条件付一般及び指名競争入札並びに随意契約案件を対象とする。 （請負金額2,000万円以上とする。） ・実績がない場合、評価点は０点とする。	８５点以上	6	6
					８３点以上８５点未満		5
					８１点以上８３点未満		4
					７９点以上８１点未満		3
					７７点以上７９点未満		2
					７５点以上７７点未満		1
					７５点未満又は実績なし		0
			同種工事の施工実績 （CORINS登録工事）	過去１０年間の電気工事の官公庁実績	発注工事と同規模以上（※）の施工実績あり	3	3
					発注工事の予定価格の７５％以上、同規模未満の施工実績あり		2
					発注工事の予定価格の５０％以上、７５％未満の施工実績あり		1
					発注工事の予定価格の５０％未満の施工実績あり又は施工実績なし		0
				過去１０年間の公共施設工事の官公庁実績 ・元請として施工したしゅん工済みの工事（CORINS登録工事） ・請負金額４，０００万円以上の施工実績を対象とする。 ・公共施設の改修に伴う電気工事を対象とする。 （公共施設の改修に伴う電気工事とは既存設備を撤去し、既存の躯体内に新たな設備を更新するものであり、かつ別途建築工事と同時施工をするものをいう。）	３件以上の施工実績あり	3	3
					２件の施工実績あり		2
					１件の施工実績あり		1
					施工実績なし		0
			優良工事表彰の実績	過去３年間の同種工事の本市、東京都又は国の優良工事表彰実績	実績あり	1	1
					実績なし		0
			改善指導の回数 ※減点項目	過去１年間の改善計画書の提出回数	２回以上あり	-5	-5
					１回あり		-3
			経営事項審査における１級技術者	最新の経営事項審査における１級技術者数	なし	2	0
					５人以上		2
					３人以上５人未満		1
			品質マネジメントシステムの取得状況	ISO9001の認証取得の有無	３人未満	1	0
					取得あり		1
					取得なし		0
③ 配 置 予 定 技 術 者 の 技 術 力	配置予定技術者の能力		配置予定技術者の工事成績 （CORINS登録工事）	電気工事の監理（主任）技術者、現場代理人としての本市の工事成績（最高点） ・過去５年間の工事成績を対象とする。 ・途中交代した工事を除く。	８０点以上	2	2
					７５点以上８０点未満		1
					７５点未満又は実績なし		0
			配置予定技術者の施工経験 （CORINS登録工事）	過去５年間の電気工事の監理（主任）技術者としての施工経験 ・途中交代した工事を除く。	発注工事と同規模以上（※）の施工経験あり	2	2
					発注工事の予定価格の５０％以上、同規模未満の施工経験あり		1
					発注工事の予定価格の５０％未満の施工経験あり又は施工経験なし		0
				過去５年間の公共施設工事の工事の監理（主任）技術者としての施工経験 ・途中交代した工事を除く。 ・請負金額４，０００万円以上の施工実績を対象とする。 ・公共施設の改修に伴う電気工事を対象とする。 （公共施設の改修に伴う電気工事とは既存設備を撤去し、既存の躯体内に新たな設備を更新するものであり、かつ別途建築工事と同時施工をするものをいう。）	２件以上の施工経験あり	2	2
					１件の施工経験あり		1
					施工経験なし		0
			現場代理人の施工経験 （CORINS登録工事）	過去５年間の現場代理人の公共施設の施工経験 ・途中交代した工事を除く。 ・請負金額４，０００万円以上の施工経験を対象とする。 ・電気設備の改修工事を対象とする。（電気工事の単独施工実績を含む。） （改修工事とは既存設備を撤去し、既存の躯体内に新たな設備を更新するものをいう。）	本市発注の施工経験あり	2	2
					本市発注以外の施工経験あり		1
			配置予定技術者の保有する資格	本工事の監理技術者となり得る１級国家資格の有無	同規模未満の施工経験あり又は施工経験なし	1	0
					保有あり		1
			若手技術者の育成	若手技術者の配置 ・満年齢４０歳未満の若手技術者の配置 ・若手技術者の継続的な雇用の有無により加点する。	保有なし	2	0
					10年以上継続雇用している若手技術者の配置あり		2
					若手技術者の配置あり		1
④ 地 域 精 通 度 ・ 地 域 貢 献 度	地域精通度		競争入札参加資格における登録営業所の所在地	本店の八王子市内所在の有無	市内に本店あり	1	1
					市内に本店なし		0
			入札の参加形態	JVによる参加 ・第二、第三グループは本店が市内所在に限る。	JV	1	1
					単独		0
	地域・社会 貢献度	維持域へ建設取組産業	労働災害防止への取組状況	建設業労働災害防止協会加入の有無	加入あり	1	1
					加入なし		0
		労働環境整備	若年者の雇用状況	過去１年間の若年者（満年齢４０歳未満）の新規正規雇用（３か月以上）の有無	雇用あり	1	1
					雇用なし		0
		市施策推進へ	男女共同参画の推進状況	女性活躍推進法に基づく認定取得（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は、国家資格保有女性技術者の雇用）の有無	あり	1	1
					なし		0

技術評価点						32	
-------	--	--	--	--	--	----	--

※ 発注工事と同規模以上とは、発注工事の予定価格（税込）以上のことをいう。

8.	簡易な施工計画	記載事項 施工上の課題について、具体的な対策方法を記載すること。 ※課題が複数ある場合には、そのすべてに対して記載すること。 未記入のものがある場合は、「記載なし」として扱い、入札書を無効とするため、注意すること。 ※課題ごとにA4用紙1枚程度で作成すること。
		評価内容 施工上の特に配慮すべき事項 大ホール天井裏の電気配線・器具類の配置に係る施工計画
9.	① 工事成績評定点 の平均点	対象案件 ・本市発注の<u>直近2件</u>の電気工事 ・請負金額(税込) 2,000万円以上 ※同一月内にしゅん工した工事が2件以上ある場合、高得点の案件から評価対象とする。 ※実績が2件に満たない場合、満たない件数の工事成績評定点を70点として算出した平均点とする。
		対象期間 平成 30 年(2018年) 4 月 1 日 から 令和 5 年(2023年) 3 月 31 日 まで ※基準日は、工期の末日とする。 ※工期内にしゅん工検査した案件は、しゅん工検査日を基準日とする。

9.	同種工事の施工実績	②電気工事	対象案件 ・電気工事の官公庁実績(CORINS登録工事) ・請負金額(税込) 単体企業：予定価格以上 特定建設工事共同企業体：1億円以上
			対象期間 平成 25 年(2013年) 6 月 1 日 から 令和 5 年(2023年) 5 月 31 日 まで ※基準日は、工期の末日とする。 ※工期内にしゅん工検査した案件は、しゅん工検査日を基準日とする。
			対象規模 本案件の予定価格(税込)以上 (817,575,000 円以上) 本案件の予定価格(税込)の75%以上 (613,181,250 円以上) 本案件の予定価格(税込)の50%以上 (408,787,500 円以上)
			※参加資格要件確認のため、技術評価点申告書に上記「対象案件」及び「対象期間」に該当する案件を必ず記載すること。 ※なお、評価点が0点となる実績(請負金額(税込)1億円以上、本案件の予定価格(税込)の50%未満であるもの)であっても技術評価点申告書に必ず記載すること。 ※技術評価点申告書に上記「対象案件」及び「対象期間」に該当する案件の記載が無い場合、入札書を無効とするので注意すること。 ※特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績を申告する場合、出資割合で按分した請負金額(税込)を評価対象とする。

9.	同種工事の施工実績	③ 公共施設工事	対象案件 公共施設の改修に伴う電気工事(CORINS登録工事) ※改修に伴う電気工事とは、既存設備を撤去し、既存の躯体内に新たな設備を更新するものであり、かつ別途建築工事と同時施工をするものをいう。
			対象期間 平成 25 年(2013年) 6 月 1 日 から 令和 5 年(2023年) 5 月 31 日 まで ※基準日は、工期の末日とする。 ※工期内にしゅん工検査した案件は、しゅん工検査日を基準日とする。
			対象規模 請負金額(税込) 4,000万円以上 ※特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績を申告する場合、出資割合で按分した請負金額(税込)を評価対象とする。
			※公共施設の改修に伴う電気工事で、別途建築工事と同時施工であることがわかる、しゅん工図面等の写し及び工事区分表等を到達期限までに契約資産部契約課に送付すること(別表「各評価内容の必要書類等一覧表」参照)。 ※同時施工の別途建築工事について、技術評価点申告書に「工事件名」「施工業者」を必ず記載すること。記載がない場合は、当該評価項目の内容を無効とし評価点を0点とする。
	④ 優良工事表彰の実績		対象案件 本市、東京都又は国の優良工事表彰を受けた、しゅん工済みの電気工事
			対象期間 令和 2 年(2020年) 6 月 1 日 から 令和 5 年(2023年) 5 月 31 日 まで ※基準日は、顕彰日(表彰日)とする。 ※東京都又は国の優良工事表彰については、受賞を証明するもの(表彰状等)の写しを到達期限までに契約資産部契約課に送付すること(別表「各評価内容の必要書類等一覧表」参照)。
	⑤ 改善指導の回数(減点項目)		評価対象 本市に改善計画書を提出した回数
			対象期間 令和 4 年(2022年) 6 月 1 日 から 令和 5 年(2023年) 5 月 31 日 まで ※基準日は、改善計画書の提出日とする。

9.	⑥ 経営事項審査における1級技術者数	評価対象 直近の有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「電気」の「技術職員数(1級)」の数値
		※直近の有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを到達期限までに契約資産部契約課に送付すること(別表「各評価内容の必要書類等一覧表」参照)。
	⑦ 品質マネジメントシステムの取得状況	評価対象 ISO9001の認証取得の有無 ※基準日は、公告日とする。 ※認証されている事業活動が、本工事の内容に一致していること。 (活動内容・範囲等) ※本工事を実際に施工する組織(本店、支店、営業所等)が、認証取得対象となっている組織に含まれていること。
		※認証・登録を証明する登録証等の写しを到達期限までに契約資産部契約課に送付すること(別表「各評価内容の必要書類等一覧表」参照)。

9.	⑧ 配置予定技術者の工事成績		対象案件 ・本市発注の電気工事 ・監理(主任)技術者又は現場代理人として配置された工事 <u>※工事成績評定点が最高点の電気工事(CORINS登録工事)とする。</u> ※技術者等が途中交代した工事は、評価対象としない。
			対象期間 平成 30 年(2018年) 4 月 1 日 から 令和 5 年(2023年) 3 月 31 日 まで ※基準日は、工期の末日とする。 ※工期内にしゅん工検査した案件は、しゅん工検査日を基準日とする。
	⑨ 電気工事		対象案件 ・電気工事の官公庁実績(CORINS登録工事) ・監理(主任)技術者として配置された工事 ※技術者が途中交代した工事は、評価対象としない。
			対象期間 平成 30 年(2018年) 6 月 1 日 から 令和 5 年(2023年) 5 月 31 日 まで ※基準日は、工期の末日とする。 ※工期内にしゅん工検査した案件は、しゅん工検査日を基準日とする。
			対象規模 本案件の予定価格(税込)以上 (817,575,000 円以上) 本案件の予定価格(税込)の50%以上 (408,787,500 円以上) ※特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績を申告する場合、 請負金額(税込)を出資割合で按分する必要はない。
	配置 施予定 工経技 験術者	⑩ 公共 施設 工事	対象案件 公共施設の改修に伴う電気工事(CORINS登録工事) ※改修に伴う電気工事とは、既存設備を撤去し、既存の躯体内に新たな設備を更新するものであり、かつ別途建築工事と同時施工をするものをいう。 ・監理(主任)技術者として配置された工事 ※技術者が途中交代した工事は、評価対象としない。
			対象期間 平成 30 年(2018年) 6 月 1 日 から 令和 5 年(2023年) 5 月 31 日 まで ※基準日は、工期の末日とする。 ※工期内にしゅん工検査した案件は、しゅん工検査日を基準日とする。
			対象規模 請負金額(税込) 4, 000万円以上 ※特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績を申告する場合、 請負金額(税込)を出資割合で按分する必要はない。
			※公共施設の改修に伴う電気工事で、別途建築工事と同時施工であることがわかる、しゅん工図面等の写し及び工事区分表等を到達期限までに契約資産部契約課に送付すること(別表「各評価内容の必要書類等一覧表」参照)。 ※同時施工の別途建築工事について、技術評価点申告書に「工事件名」「施工業者」を必ず記載すること。記載がない場合は、当該評価項目の内容を無効とし評価点を0点とする。

9.	⑪ 現場代理人 の施工経験	対象案件 公共施設の電気設備の改修工事(CORINS登録工事) ※改修工事とは、既存設備を撤去し、既存の躯体内に新たな設備を更新するものをいう。 ※公共施設の電気設備の改修工事であれば工事内容は問わない。 ・現場代理人として配置された工事 ※現場代理人が途中交代した工事は、評価対象としない。								
		対象期間 平成 30 年(2018年) 6 月 1 日 から 令和 5 年(2023年) 5 月 31 日 まで ※基準日は、工期の末日とする。 ※工期内にしゅん工検査した案件は、しゅん工検査日を基準日とする。								
		対象規模 請負金額(税込) 4,000万円以上 ※特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績を申告する場合、 請負金額(税込)を出資割合で按分する必要はない。								
		※公共施設の電気設備の改修工事であることがわかる、しゅん工図面等の写しを到達 期限までに契約資産部契約課に送付すること(別表「各評価内容の必要書類等 一覧表」参照)。								
	⑫ 配置予定技術者 の保有する資格	評価対象 本工事の配置予定技術者が、本工事の監理技術者となり得る1級国家資格 (下記対象資格のうち1級技術者に該当するもの)を保有していること。 <table border="1"> <tr> <td>対象資格</td><td>1級技術者</td><td>建設業法第15条第2号イに該当する者 (例 1級電気工事施工電気理技士)</td></tr> <tr> <td></td><td>2級技術者 (参考)</td><td>建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他法令に規定する 試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに 該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許 若しくは免状の交付で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハ に該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者 (例 2級電気工事施工電気理技士)</td></tr> <tr> <td></td><td>その他の技術者 (参考)</td><td>建設業法第7条第2号イ、ロ、若しくはハ又は同法第15条第2号ハに 該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者 (例 電気工事工事における10年以上の実務経験)</td></tr> </table> ※保有資格を証明する書類(技術検定合格証明書等)の写し等を到達期限までに契約 資産部契約課に送付すること(別表「各評価内容の必要書類等一覧表」参照)。 ※実務経験を要する資格の場合、保有資格を証明する書類にあわせて、実務経験 経歴書を到達期限までに契約資産部契約課に送付すること。(別表「各評価内容 の必要書類等一覧表」参照)。	対象資格	1級技術者	建設業法第15条第2号イに該当する者 (例 1級電気工事施工電気理技士)		2級技術者 (参考)	建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他法令に規定する 試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに 該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許 若しくは免状の交付で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハ に該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者 (例 2級電気工事施工電気理技士)		その他の技術者 (参考)
対象資格	1級技術者	建設業法第15条第2号イに該当する者 (例 1級電気工事施工電気理技士)								
	2級技術者 (参考)	建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他法令に規定する 試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに 該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許 若しくは免状の交付で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハ に該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者 (例 2級電気工事施工電気理技士)								
	その他の技術者 (参考)	建設業法第7条第2号イ、ロ、若しくはハ又は同法第15条第2号ハに 該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者 (例 電気工事工事における10年以上の実務経験)								
	⑬ 若手技術者 の育成	評価対象 本工事の配置予定技術者で、開札日の時点で継続して3か月以上、直接 雇用関係のある、満年齢40歳未満の若手技術者 評価対象生年月日 昭和 58 年(1983年) 7 月 20 日 以降 (開札日時点:満年齢40歳未満)								
		※健康保険被保険者証の写し等を到達期限までに契約資産部契約課に送付すること (別表「各評価内容の必要書類等一覧表」参照)。								

9.	⑭ 競争入札参加資格における登録営業所の所在地	評価対象 競争入札参加資格における登録営業所の所在地 ・本店の八王子市内所在の有無
	⑮ 入札の参加形態	評価対象 JVによる参加 ・第2、第3グループは本店が市内所在に限る。
	⑯ 労働災害防止への取組状況	評価対象 建設業労働災害防止協会加入の有無
		評価方法 「建設業労働災害防止協会加入証明書」等にて評価する。
		※到達期限までに加入していること。 ※「建設業労働災害防止協会加入証明書」等を到達期限までに契約資産部契約課に送付すること(別表「各評価内容の必要書類等一覧表」参照)。
	⑰ 若年者の雇用状況	評価対象 ・開札日の1年3か月前の月の初日から1年の間に、若年者(満年齢40歳未満)を新規正規雇用していること ・若年者は、入社日(雇用開始日)時点で満年齢40歳未満であり、開札日を基準日として、継続して3か月以上、新規正規社員として直接雇用関係にある者 ※公告日・開札日の時点で満年齢が40歳となっても、入社日(雇用開始日)時点で満年齢40歳未満の場合は、評価対象とする。
		評価対象雇用開始期間 令和 4 年(2022年) 4 月 1 日 から 令和 5 年(2023年) 3 月 31 日 まで
		評価対象生年月日 昭和 57 年(1982年) 4 月 3 日 以降 (入社日(雇用開始日)時点:満年齢40歳未満)
		(評価対象 例) 令和 4 年(2022年) 4 月 1 日 が入社日の場合 生年月日 昭和 57 年(1982年) 4 月 3 日 以降 (入社日時点:満年齢40歳未満)
		「新規雇用」について ・新規に採用した若年者(満年齢40歳未満)を評価対象とする。 ・転職者等であっても年齢要件に該当すれば、新規雇用の対象とする。 ・入社日(雇用開始日)以前に、自社に正規社員又は役員として在籍履歴がある場合は、対象外とする。 ※非正規社員(アルバイト・パート等)としての在籍履歴は除く。
		「正規雇用」について ・期間の定めのない雇用契約関係があり、就業規則等に基づく就労時間で働く正社員を評価対象とする。 ※職種(営業職、事務職、技術職等)の限定は設けない。 ※役員(兼務役員を除く。)として所属している者は、対象外とする。 ・期間の定めのない雇用契約で働いていても、アルバイト・パート等は、非正規雇用とし、対象外とする。 ・期間を定めた雇用契約により働く社員(契約社員・嘱託社員等)は非正規社員とし、対象外とする。

9.	⑰ 若年者の雇用状況	評価方法 「健康保険被保険者証」及び「新規正規雇用を証明する書類」にて評価する。 ※「新規正規雇用を証明する書類」は、原則として「若年者の雇用状況証明書」とする。ただし、在職証明、雇用契約書、雇入通知書等に「新規雇用」「正規雇用」が明記されており、代表者の記名・押印があるもので代用することも可とする。（代表者の記名・押印がないものは無効とする。）
		※「健康保険被保険者証の写し」及び「新規正規雇用を証明する書類」を到達期限までに契約資産部契約課に送付すること。 （別表「各評価内容の必要書類等一覧表」参照）。
	⑱ 男女共同参画の推進状況	評価対象 以下のいずれかの基準を満たしていること。
		(1) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がある者 女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業として厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けていること
		(2) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない者 ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を、都道府県労働局雇用環境均等部（室）へ届け出ていること 又は ・技術者として配置可能な国家資格（業種は問わない）を保有している女性技術者を雇用していること
		※基準日は、公告日とする。 ※認定を受けたことを証明するものの写し等を到達期限までに契約資産部契約課に送付すること（別表「各評価内容の必要書類等一覧表」参照）。

10.	送付書類	到達期限	令和 5 年(2023年) 7 月 14 日
		送付先	八王子市契約資産部契約課 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
		送付方法	郵送(送付元にて到達確認ができるもの) ※持参又はFAXによる送信は原則認めない。ただし、「別表 各評価内容の必要書類等一覧表」のFAXの欄に「○」がある項目のみ、FAX送付も可とする。 なお、FAX送付した場合は、到達確認のため契約課に電話連絡すること。 ※到達期限までに届いていない場合、当該評価項目を無効とする。 ※送付された書類で申告内容の確認が取れない場合、当該評価項目を無効とする。

別表 各評価内容の必要書類等一覧表

番号	評価内容	送付	FAX	送付書類等	確認事項
③	同種工事の施工実績(公共施設工事)	○	×	・しゅん工図面、仕様書等の写し ・工事区分表等	・公共施設の改修に伴う電気工事で、別途建築工事と同時施工であることが確認できるもの。
④	優良工事表彰の実績	○	○	・受賞を証明するもの(表彰状等)の写し	・東京都又は国からの受賞を証明するもの。 (本市の顕彰状については、送付不要)
⑥	経営事項審査における1級技術者数	○	○	・直近の有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し	
⑦	品質マネジメントシステムの取得状況	○	○	・認証・登録を証明する登録証の写し ※付属書の写し(該当者のみ)	・認証されている事業活動が、本工事の内容に一致していること。(活動内容・範囲等) ・本工事を実際に施工する組織(本店、支店、営業所等)が、認証取得対象となっている組織に含まれていること。
⑩	配置予定技術者の施工経験(公共施設工事)	○	×	・しゅん工図面、仕様書等の写し ・工事区分表等	・公共施設の改修に伴う電気工事で、別途建築工事と同時施工であることが確認できるもの。
⑪	現場代理人の施工経験	○	×	・しゅん工図面、仕様書等の写し	・公共施設の電気設備の改修工事であることが確認できるもの。
⑫	配置予定技術者の保有する資格	○	△	・保有資格を証明する書類(技術検定合格証明書等)の写し ※実務経験を要する資格の場合、保有資格を証明する書類にあわせて、実務経験経歴書を提出すること。	・監理技術者資格者証の写しは認めないので注意すること。 ※「実務経験経歴書」の様式は、市のホームページ「担当窓口から探す⇒契約資産部契約課⇒一般競争入札公告(工事)」からダウンロードしてください。 ※「実務経験経歴書」については、郵送のみ可とする。
⑬	若手技術者の育成	○	×	・健康保険被保険者証等の写し (健康保険被保険者証は被保険者等記号・番号等にマスキングすること)	・入社日と生年月日の確認ができる社会保険証の写し等。 ・監理技術者資格者証の写しは認めないので注意すること。
⑮	労働災害防止への取組状況	○	×	・加入を証明するもの(建設業労働災害防止協会加入証明書等)の写し	
⑰	若年者の雇用状況	○	×	・以下の(1)及び(2)の書類 (1)健康保険被保険者証の写し (健康保険被保険者証は被保険者等記号・番号等にマスキングすること) (2)若年者の雇用状況証明書 または 新規正規雇用を証明する任意の書類	・監理技術者資格者証の写しは認めないので注意すること。 ※「若年者の雇用状況証明書」の様式は、市のホームページ「担当窓口から探す⇒契約資産部契約課⇒一般競争入札公告(工事)」からダウンロードしてください。
⑱	男女共同参画の推進状況	○	△	・えるばし認定を受けていることを証明するものの写し ・「一般事業主行動計画策定・変更届(様式第一号)」等、都道府県労働局雇用環境均等部(室)へ届出したことを証明するものの写し ・女性技術者の健康保険被保険者証の写し及び国家資格を証明する書類の写し(技術検定合格証明書) (健康保険被保険者証は被保険者等記号・番号等にマスキングすること)	・一般事業主行動計画策定を証明するものの写しは、都道府県労働局の受付印等があること。 ・監理技術者資格者証の写しは認めないので注意すること。 ※女性技術者の女性技術者の健康保険被保険者証の写しについては、郵送のみ可とする。

11.	施工計画	施工計画については履行状況確認のため、契約締結後、総合評価計画書及びチェックシートを提出すること。履行状況から、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合、あるいは未提出の場合は、工事成績評定点を3点減ずる。 なお、履行状況の程度によっては、指名停止等の措置も追加できるものとする。
12.	無効・失格となった者の評価	入札書が無効又は失格となった者の評価はしない。
13.	同評価値の場合の措置	落札予定者又は調査対象者となるべき入札者が2人以上あるときは、電子入札サービスのシステムによるくじで落札予定者又は調査対象者を決定する。
14.	入札者が1人であった場合の措置	入札者が1人であった場合は、入札を中止することがある。
15.	落札者の決定	落札予定者は、入札参加資格要件を満たしていることが確認でき、さらに「八王子市公正入札調査委員会」が適正な入札と判断した時点で、落札者となる。 なお、落札者が決定となった場合には、落札者に「落札決定通知書」を発行する。落札者は通知を受けたら速やかに契約資産部契約課で仮契約書を受領すること。
16.	非落札理由の説明	(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に非落札理由についての説明を求めることができる。
		(2) 非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に回答する。
17.	配置予定技術者及び現場代理人の申告について	(1) 配置予定技術者及び現場代理人（以下、「配置予定技術者等」という。）の氏名等を、施工能力評価型技術評価点申告書により申告すること。申告のない場合は、入札書が無効とする。
		(2) 配置予定技術者は、工事案件ごとに別人を申告することとし、重複して申告することはできない。誤って重複申告した場合は、落札予定者であることを問わず入札した時点で開札順が後の2件目以降の入札書が無効とする。ただし、配置予定技術者の専任が求められない工事、特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置しようとする工事の場合を除く。 （例）他案件の技術評価点申告書に配置予定技術者等として記載した技術者及び現場代理人は、当該案件の落札決定がなされるまで、本案件に申告できず、申告した場合(2)に該当し、開札順が後の2件目以降の入札書が無効とする。（いずれかの工事において、配置予定技術者等の専任が求められる場合。）
		(3) 価格競争の案件で落札予定者となり、解除条件付一般競争入札参加資格確認申請書（配置予定技術者名簿）を提出している場合、当該提出書類に記載のある配置予定技術者についても申告中であるとみなす。

18.	配置予定 技術者の 変更について	(1) 施工能力評価型技術評価点申告書に記載した配置予定技術者と同等以上の成績を有する者を配置できる場合は、落札決定前に限り、変更できる。(変更回数は1回に限る。) なお、変更する場合においても、当初の配置予定技術者の点数で評価する。 (2) 変更手続 下記の書類を契約課に提出すること。 ① 入札書の送信後、落札予定者決定前 ア 配置予定技術者変更届 イ 技術者変更後の施工能力評価型技術評価点申告書 ② 落札予定者決定後、落札決定前 ア 配置予定技術者変更届 イ 技術者変更後の施工能力評価型技術評価点申告書 ウ 技術者変更後の資格確認申請書(国家資格を証明する書類の写し等を添付) ※ 落札決定後の変更については、従前どおり「真にやむを得ない理由があると認められた場合かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者の配置」を除いて認められません。ただし、監理技術者を専任で配置する工事において、工事途中に専任の監理技術者補佐を配置することで他の工事現場を兼務することは、技術者の変更に当たりません。また、特例監理技術者が専任の監理技術者になることも同様とします。																		
19.	日程	(1) 低入札価格調査を行わない場合は、次の日程を予定として落札者を決定する。 <table><tr><td>落札予定者決定日</td><td>令和 5 年(2023年) 7 月 31 日</td></tr><tr><td>落札者決定日</td><td>令和 5 年(2023年) 8 月 4 日</td></tr><tr><td>仮契約締結日</td><td>令和 5 年(2023年) 8 月 10 日</td></tr></table> (2) 低入札価格調査を行う場合は、次の日程を予定として落札者を決定する。 <table><tr><td>調査対象者決定日</td><td>令和 5 年(2023年) 7 月 31 日</td></tr><tr><td>調査資料提出期限日</td><td>令和 5 年(2023年) 8 月 2 日</td></tr><tr><td>ヒアリング実施日</td><td>令和 5 年(2023年) 8 月 7 日</td></tr><tr><td>落札予定者決定日</td><td>令和 5 年(2023年) 8 月 10 日</td></tr><tr><td>落札者決定日</td><td>令和 5 年(2023年) 8 月 10 日</td></tr><tr><td>仮契約締結日</td><td>令和 5 年(2023年) 8 月 17 日</td></tr></table> ※ 本案件は入札後、落札者と仮契約を締結し、令和5年（2023年）第3回市議会議定例会で議決を得たとき、本契約として成立するものとする。 なお、仮契約の証として仮契約書を作成し、本契約成立後、本契約書とする。	落札予定者決定日	令和 5 年(2023年) 7 月 31 日	落札者決定日	令和 5 年(2023年) 8 月 4 日	仮契約締結日	令和 5 年(2023年) 8 月 10 日	調査対象者決定日	令和 5 年(2023年) 7 月 31 日	調査資料提出期限日	令和 5 年(2023年) 8 月 2 日	ヒアリング実施日	令和 5 年(2023年) 8 月 7 日	落札予定者決定日	令和 5 年(2023年) 8 月 10 日	落札者決定日	令和 5 年(2023年) 8 月 10 日	仮契約締結日	令和 5 年(2023年) 8 月 17 日
落札予定者決定日	令和 5 年(2023年) 7 月 31 日																			
落札者決定日	令和 5 年(2023年) 8 月 4 日																			
仮契約締結日	令和 5 年(2023年) 8 月 10 日																			
調査対象者決定日	令和 5 年(2023年) 7 月 31 日																			
調査資料提出期限日	令和 5 年(2023年) 8 月 2 日																			
ヒアリング実施日	令和 5 年(2023年) 8 月 7 日																			
落札予定者決定日	令和 5 年(2023年) 8 月 10 日																			
落札者決定日	令和 5 年(2023年) 8 月 10 日																			
仮契約締結日	令和 5 年(2023年) 8 月 17 日																			